

# スーパー定期 [複利型]

(自由金利型定期預金M型)

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 <M型> [複利型] 預入金額 300 万円未満 … スーパー定期 預入金額 300 万円以上 … スーパー定期 300
販売対象	・個人のみ
期間	・定型方式 … 3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式 … 3 年超 5 年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期 … 1,000 円以上 300 万円未満 ・スーパー定期 300 … 300 万円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 ヶ月毎の複利計算
税金	・個人の利息には 20%(国税 15%・地方税 5%)の税金がかかります。 (平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別 所得税」が課税されますので、税率は 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	—
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期 預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から 解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9 時～17 時、電 話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東 京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話: 076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776 -23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当 金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03- 3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の 対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円まで とその利息がほごされます)